

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本めまい平衡医学会と称する。英文での表記は、Japan Society for Equilibrium Researchとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、めまい平衡医学の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術講演会、研究会の開催
2. 機関誌の発行
3. その他当法人の目的のために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員、社員、専門会員、めまい相談医

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員(Regular Member)

当法人の主旨に賛同し第8条の手続きを経て当法人に登録を行った者。

(2) 発表会員(Publication Member)

正会員以外の者で、学会発表のため当該年度のみ会費を希望し、別に定める会費を納入した者。発表会員は当該年度の学会発表を機関誌に投稿できる。ただし、当該年度終了の日までとする。

(3) 名誉会員(Honorary Member)

国の内外を問わず、めまい平衡医学およびその関連分野においてすぐれた研究を行った者、および当法人のために特に功績のあった者で、理事会の推薦を得て、代議員総会の承認を得た者。

(4) 賛助会員(Associate Member)

当法人の主旨に賛同し協力する個人、団体、会社、事業所で賛助会員となることを希望し、理事会の承認を得たもの。

(社員、代議員)

- 第7条 当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員は、選挙により選出された代議員とする。
2. 代議員を選出するために、正会員による代議員選挙を行う。選挙に関する規定は理事会で定める。
 3. 代議員は、正会員の中から選ばれるものとする。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
 4. 当法人の正会員は、代議員を選挙する権利を有する。
 5. 代議員の定数は、60名以上80名以内とする。
 6. 第2項の代議員選挙は、2年に1度、6月に実施する。代議員の任期は選出された年の9月1日より2年間とし、再選を妨げない。代議員は選挙の年の3月31日に65歳未満でなければならない。代議員がその任務を果たせない場合及び監事に就任した場合には代議員資格を失う。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追求の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
 7. 代議員に欠員が生じた場合は補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。補欠の代議員の選挙に関する事項は選挙に関する規定で定める。
 8. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

- 第8条 正会員として入会を申し込むには、当法人正会員あるいは名誉会員2名による推薦を必要とし、入会金および当該年度の会費をそえて、所定の入会申込書を当法人に提出し理事会の承認を得なければならない。正会員の入会金、年度会費は別に定める。

(専門会員：Active Member)

- 第9条 めまい平衡医学の分野で8年以上の研究歴を有し、現在も研究を行っている当法人の正会員は、別に定める申請手続きを行い、定款施行細則に定める専門会員資格審査委員会の審査を経て、理事会の推薦、代議員総会の承認を得て専門会員となることができる。専門会員は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。
2. 専門会員が、正当な理由なく引き続き2回学術講演会に欠席したときは、専門会員の資格を喪失する。

(日本めまい平衡医学会認定めまい相談医：Vertigo Consultant)

第10条 めまい臨床についての専門的知識と高度の診療技術を持つ当法人の正会員である医師は、別に定める申請手続きを行い、定款施行細則に定めるめまい相談医制度運営委員会の審査を経て、理事会の推薦、代議員総会の承認を得て一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医(以下めまい相談医とする)となることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が死亡したとき、退会を希望し理事会にその旨届け出たとき、または会費を2年以上支払わないときは会員の資格を喪失する。会員に著しい不当行為または当法人の名誉を損なう行為があったときは、代議員総会の決議によって除名することができる。

(会員の権利)

第12条 正会員は、学術講演会、研究会に出席、機関誌に論文を掲載する資格を有し、別に定めるところにより代議員を選出、代議員に立候補できる。

第3章 役員等

第13条 当法人に、理事11名以上13名以内、監事2名以内の役員をおく。役員の任期は、選出された定時代議員総会期の翌日から、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会期の終結日までとし、再任を妨げない。ただし、役員の連続在任は3期までとする。

(理事)

第14条 理事は代議員総会で選出する。理事は、その互選により理事長を選出する。理事長は、当法人を代表し、当法人の会務を総括する。選挙に関する規定は別に定める。
2. 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(監事)

第15条 監事は、代議員総会で選出する。監事は、当法人の事業ならびに会計を監査し、その結果を代議員総会に報告する。監事は理事会に出席するが、評決には加わらない。

(役員解任)

第16条 理事、および監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(会長等)

第17条 当法人に、学術講演会開催のために、会長、次期会長、次々期会長を置く。
2. 会長、次期会長、次々期会長は、理事会で推薦し、代議員総会の承認を経て理事長が任命し、会員総会に報告する。
3. 会長は、学術講演会を主催する。会長の任期は、前年度学術講演会終了の翌日から当該年度の学術講演会終了の日までとする。次期会長、次々期会長の任期も同様とする。
4. 会長は、理事会に出席する。ただし、表決には加わらない。

5. 代議員でない会長は、代議員総会に出席する。ただし、表決には加わらない。

(副会長)

第18条 副会長は、次期会長、前会長をもってあてる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは次期会長、前会長の順序により会長の職務を代行する。

(顧問)

第19条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。顧問は、理事長と会長を経験した者、またはこれにふさわしい者で、理事会において推薦した候補者につき、代議員総会の承認を経て選任する。顧問の任期は、承認された定時代議員総会期の翌日から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会期の終結日までとし、再任を妨げない。

(参与)

第20条 当法人に参与を置くことができる。参与は、別に定める推薦基準を満たす者につき、理事会の推薦により理事長が委嘱する。身分は終身とする。参与は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(幹事)

第21条 当法人に幹事を置くことができる。幹事は若干名とし、役員以外の正会員から理事長がこれを委嘱する。幹事の任期は幹事を選任した役員の任期内とする。ただし、再任を妨げない。幹事は、理事会、代議員総会に出席し、会の運営を補佐する。

第4章 会の運営

(会議)

第22条 当法人は、その運営のため次の会をおく。

- (1) 代議員総会
- (2) 理事会
- (3) 専門会員の会
- (4) 会員総会

(代議員総会)

第23条 代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会とする。代議員総会をもって一般社団法人に関する法律上の社員総会とし、定時代議員総会をもって一般社団法人に関する法律上の定時社員総会とする。定時代議員総会は年1回とし、学術講演会の開催期間中に開催。臨時代議員総会は、理事長あるいは理事の3分の2が必要と認めたときに開催する。

2. 代議員総会は、代議員の3分の2以上の出席により成立する。委任状は出席とみなす。

代議員総会は理事長が招集してその議長となり、出席者の過半数で議決する。ただし、法人定款の変更、法人の解散についての議決は、出席者の3分の2以上の多数による。

3. 代議員総数の5分の1以上の代議員は、理事長に対し、代議員総会の目的である事項及び

招集の理由を示して、代議員総会の招集の請求をすることができる。理事長はこの請求がなされたとき、請求の日より90日以内に代議員総会を招集するものとする。

4. 代議員総会は、事業報告、事業計画、決算、収支予算、会長、名誉会員、理事、監事、顧問、専門会員およびめまい相談医の承認、法人の解散、定款の改定、その他、当法人の運営に関する重要な事項を決定する。

5. 専門会員、名誉会員、顧問、参与、正会員である医育機関における講座の主任教授は代議員総会に出席し意見を述べるができる。ただし、評決には加わらない。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって組織し、理事長がこれを招集しその議長となる。理事会は、その現在数の3分の2以上の出席で成立する。理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを議決する。理事会は、当法人運営の主体となり、当法人運営に関する企画立案およびその実行の任にあたる。理事会は会長、名誉会員、顧問、参与、専門会員、めまい相談医の推薦、各種委員会委員長および委員の委嘱、正会員、賛助会員などの承認を行う。

2. 理事の総数の3分の2以上の理事は、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事長に理事会の開催を請求することができる。理事長はこの請求の日から60日以内に理事会を召集するものとする。

3. 理事長は必要が認められたときに、文書または電子媒体により持ち回り理事会を開催することができる。持ち回り理事会は第1項の規定を適用する。

(専門会員の会)

第25条 専門会員の会は、専門会員をもって組織し、理事長が招集しその議長となる。専門会員の会の議事は、出席専門会員の過半数でこれを議決する。専門会員の会は、学術的観点から当法人の運営に関する意見を代議員総会に提言できる。

(会員総会)

第26条 会員総会は、正会員、名誉会員、賛助会員をもって組織し、当法人の事業計画、予算、決算などの重要事項に関して評議する。

2. 会員総会は、年1回学術講演会の期間中に開催し、理事長が招集しその議長となる。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第27条 理事長は、理事会の議を経て、必要に応じ各種委員会を設置することができる。委員会は、委員長1名、委員若干名よりなり、理事長がこれを委嘱する。

第6章 会計

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、年一期とし毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、当該会計年度の定時代議員総会に報告する。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、(1)についてはその内容を報告し(2)及び(3)については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2. 前項の書類のほか、次の書類を事務局に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務局に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第31条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、代議員総会の決議により変更することができる。定款変更の代議員総会決議は第23条の規定による。

(解散)

第33条 当法人は、代議員総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。当法人解散の代議員総会決議は第23条の規定による。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が解散により清算する場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(定款施行細則)

第35条 当法人の定款を円滑に運用するため定款施行細則を別に定め、変更は理事会、代議員総会の承認を必要とする。

(特別の利益の禁止)

第36条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは代議員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、

役員等の選任，その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第37条 当法人の設立時の事業年度は，当法人設立の日から平成25年8月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第38条

石川 和夫	秋田県秋田市手形山北町1番19号
伊藤 彰紀	埼玉県志木市館二丁目8番1-1701号
伊藤 壽一	京都府京都市左京区松ヶ崎雲路町1番地7 松ヶ崎北山通ア-パ`ンライ7602
伊藤 八次	愛知県一宮市浅井町黒岩字寺西19番地
江上 徹也	長崎市昭和町3丁目6番6号
喜多 健	東京都練馬区富士見台3丁目24番7号
肥塚 泉	神奈川県川崎市麻生区王禅寺西2丁目11番12号
高橋 正紘	神奈川県横浜市港北区菊名三丁目10番13-101号
武田 憲昭	徳島県徳島市住吉四丁目1番12号
土井 勝美	大阪府箕面市粟生新家3丁目26番1号
内藤 泰	京都市左京区上高野深田町4番地
室伏 利久	東京都文京区根津1丁目15番12-701号
矢部 多加夫	東京都文京区千石3丁目17番6-103号
山根 英雄	大阪府堺市堺区北田出井町3丁目2番25号
渡邊 行雄	富山県富山市婦中町分田47番地20

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めない事項は，すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律，その他の法令によるものとする。

(設立時の役員の名)

第40条 当法人の設立時役員，顧問，幹事は次のとおりである。

一般社団法人 日本めまい平衡医学会

設立時代表理事（理事長） 渡邊行雄

設立時理事 石川和夫

設立時理事 伊藤彰紀

設立時理事 伊藤壽一

設立時理事 伊藤八次

設立時理事 喜多村健

設立時理事 肥塚 泉

設立時理事 武田憲昭

設立時理事 土井勝美
設立時理事 内藤 泰
設立時理事 室伏利久
設立時理事 山根英雄
設立時理事 矢部多加夫
設立時理事 渡邊行雄

設立時監事 江上徹也
設立時監事 高橋正紘

設立時顧問 竹森節子
設立時顧問 二木 隆
設立時顧問 古屋信彦
設立時顧問 八木聰明
設立時顧問 吉本 裕

設立時幹事 坂本達則
設立時幹事 將積日出夫